

# 三河港台風・地震津波対策委員会規則

(平成22年5月19日制定)

(平成24年5月16日改正)

## (設置)

第1条 海上保安協会東海地方本部三河支部（以下「支部」という。）規約第21条の規定に基づき、三河港における台風災害及び地震津波災害を防止するための対策を検討するとともに、対策を推進するため、支部に「三河港台風・地震津波対策委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

## (目的)

第2条 委員会は、台風災害及び地震津波災害を防止するため、次に掲げる事項を審議し、三河港長に建議するとともに、その実施を推進することを目的とする。

- (1) 情報収集及び伝達に関すること。
- (2) 船舶の避難に関すること。
- (3) 三河港長から諮問を受けた事項に関すること。
- (4) その他必要と認める事項。

## (組織構成)

第3条 委員会の組織構成は、「別表1」のとおりとする。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により支部長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表して会務を統轄する。
- 4 副委員長は、委員長に支障あるとき、その職務を代行する。

## (委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるとときは、委員長に対して委員会の招集を求めることができる。
- 3 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、その代理者を出席させる。

## (幹事会の設置)

第5条 台風の接近又は地震津波の来襲が予想される場合に別途三河港長が定める基準に基づく具体的な対応について港長に対し建議するため、委員会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会の組織構成は、別表2のとおりとする。
- 3 幹事長は、幹事会を代表して会務を統轄する。

4 副幹事長は、幹事長に支障あるとき、その職務を代行する。

(幹事会の招集)

第6条 幹事会は幹事長が招集する。

なお、台風接近に伴う幹事会の招集日は、原則として台風の強風域が三河港付近に到達する日の前日とする。

2 幹事会において検討され決定した事項は、委員会の決定とみなす。

3 幹事会の事務局は、委員会事務局が兼任する。

(情報伝達)

第7条 港長から情報伝達があった場合、各委員は迅速かつ確実に傘下関係団体及び船舶（以下、「関係団体等」という。）に伝達する。

2 委員は、予め関係団体等へ情報伝達するための連絡手段を確立する。

(災害発生時の速報)

第8条 台風又は地震津波に伴う次に掲げる災害等を、委員又は関係団体等が認知した場合は、速やかに港長に通報する。

- (1) 船舶海難又は海上人身事故
- (2) 船舶交通に支障を及ぼすものの流出又は漂流
- (3) 岸壁等係留施設の損傷
- (4) 岸壁荷役設備（危険物貯蔵タンクを含む。）の損傷

附 則 この規則は、平成22年5月19日から実施する。

附 則 この規則は、平成24年5月16日から実施する。

# 三河港における台風来襲時の対策基準について

【制定】 平成24年5月16日

【改正】 令和元年6月18日

三河港における台風来襲時の対策基準を以下のとおり定める。

## 1 勧告の区分等

三河港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく勧告の区分は、第一警戒体制及び第二警戒体制とし、その措置すべき対策の基準を別表1に示す。

## 2 警戒体制の発令基準

警戒体制等の発令基準は、次のとおりとする。

### (1) 第一警戒体制(準備体制)

気象庁が発表する台風の進路予報を元に進路及びその強風域を推定(以下「台風の進路等推定」という。)した場合、強風域が三河港にかかるときに、その9時間前に発令する。

ただし、強風域が三河港にかかる時刻が夜間となる場合は、日没9時間前とする。

### (2) 第二警戒体制(避難体制)

台風の進路等推定した場合、暴風域が三河港にかかる可能性があるとき、強風域がかかる6時間前に発令する。

ただし、強風域が三河港にかかる時刻が夜間となる場合は、日没6時間前とする。

また、気象・海象に応じ、水先人の乗船を必要とする船舶に対して別途発令する場合がある。

## 3 警戒体制の解除基準

警戒体制の解除基準は、次のとおりとする。

### (1) 発令が第一警戒体制のみの場合

三河港が強風域に入らないことが確実となったとき、又は、三河港が強風域から脱したときとする。

### (2) 第二警戒体制が発令された場合

台風が通過し、原則として港内風速が15m/s(10分間平均)以下となつたときとする。

## 4 警戒体制の発令及び解除時期の伝達方法等

### (1) 警戒体制の発令及び解除の時期については、国際VHFによる放送周知(なごやはあん)、事務局(三河海上保安署)から三河港台風・地震津波対策委員会連絡網による一斉FAXにより伝達する。

### (2) 三河港在泊船舶に対する情報提供系統を、別図1のとおり示す。

## 5 対処要領

警戒体制における基本的な対処要領は別表 1 に定めるほか、以下によるものとする。

- (1) 避難勧告等により避泊する船舶は、港外の安全な海域に避泊するものとする。
- (2) (1)により錨泊する船舶は、振れ回りを考慮した安全な距離を確保するとともに、VHF の聴取及び見張りの励行等厳重な警戒措置を行うこと。
- (3) 運航要員不足や修理中の船舶にあっては、避難が可能であれば勧告に従い避難するものとするが、困難又は不可能であれば、十分な増しもやいあるいはタグボートによる補助等による確実な係留措置を行うこと。

## 6 その他

台風来襲時において三河港長が必要と認めるときは、港則法第 39 条第 3 項に基づく命令を発することがある。

## 別 表 1

### 勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	対 策 内 容 等
第一警戒体制 (準備体制)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 在泊船（小型船及び汽艇等を除く）は、荒天準備となし、必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること。</li><li>2 箕は、貯木場へ早期収容する等流木対策の準備にかかること。</li><li>3 小型船及び汽艇等は、河川その他安全な場所に避難するための準備を開始すること。</li><li>4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。<ul style="list-style-type: none"><li>・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。</li><li>・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。</li><li>・台風情報、気象海象状況に留意すること。</li></ul></li></ol>
第二警戒体制 (避難体制)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 総トン数1, 000トン以上の船舶は、速やかに港外に退避すること。</li><li>2 箕は、貯木場への収容を完了し厳重な警戒体制につくこと。</li><li>3 小型船及び汽艇等は、河川運河その他安全な場所に避難するか又は陸揚げを行うこと。</li><li>4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。<ul style="list-style-type: none"><li>・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。</li><li>・走錨防止のため、レーダー及びAIS等により自船の位置を連続監視すること。</li><li>・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。</li><li>・最新の台風情報、気象海象状況及びその突然の変化にさらに注意すること。</li></ul></li></ol>

# 三河港における地震・津波への対策基準について

【制定】 平成24年5月16日

【改正】 令和3年8月1日

三河港における地震・津波への対策基準を以下のとおり定める。

## 1 勧告の区分等

三河港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく勧告の区分は、第一警戒体制、第二警戒体制及び南海トラフ地震警戒強化とし、

津波注意報が発表された場合に第一警戒体制

津波警報及び大津波警報が発表された場合に第二警戒体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に南海トラフ地震警戒強化

を発令する。

勧告の区分及び措置すべき対策内容等は別表1に示す。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、港長は注意喚起を行う。

なお、関係団体・在泊船等においては、地震・津波に関する情報を早期に入手する体制を事前に確認しておくものとし、地震・津波に関する情報を入手した場合、又は強い地震及び長時間にわたりゆっくりとした揺れを感じたが、地震・津波に関する情報を入手できない状況においては、警戒体制の発令を待たずして、速やかに別表2による措置を講じること。

また、警戒体制の解除については、地震津波に関する情報が解除された時期を原則とし、別途伝達する。

## 2 地震津波に関する情報解除時の対応

係留施設の管理者にあっては、係留施設の安全を確認すること。なお、船舶等の着岸係留に支障を認めた場合には、関係官公庁に連絡すること。

## 3 情報伝達

港内在泊船舶等に対する情報の伝達は、別図1のとおりとする。

## 4 退避海域等

### (1) 退避海域

港内在泊船舶は、港外の水深が深く十分広い海域で航路筋から離れた海域に退避すること。（別図2参照）

### (2) 港外退避順序

準備を完了した船舶からの退避を原則とするが、津波来襲までに時間的余裕があり退避順序を整理する必要がある場合には、二次災害の危険度等を考慮して、危険物を積載している船舶、運転の不自由な船舶、その他の船舶（大型船から小型船）の順とする。

(3) 退避完了後の措置

避泊船舶は、無線電話、船舶電話等により関係機関との通信連絡体制を確保すること。

5 緊急措置

- (1) 津波到達までに時間的余裕がなく港外退避措置が取れない場合は、岸壁係留中の船舶にあっては、係留索の増し取りによる係留強化を行うなどの可能な限りの保安対策を講じると共に、三河港長に対し係留施設名及び船名、船種、総トン数並びに積荷の種類、概略数量を連絡すること。

避難にあたっては人命最優先とし、船舶職員等が陸上に避難する場合は、当該場所における臨海地区各防災組織等が定める避難計画又は地域防災計画に従うこと。

また、船舶職員等が陸上に避難する場合であって国際信号旗を備える船舶は、「A・C」私は本船を放棄する（放棄中である）の意を示す旗りゅう信号の掲揚に務めること。

- (2) 鐨泊中の船舶であって津波の来襲を受ける可能性がある場合には、走锚に備え機関を始動しておくこと。

6 その他

- (1) 地震・津波来襲に備え三河港長が必要と認めるときは、港則法第39条第3項に基づく命令を発することがある。

- (2) 小型船は、本基準における勧告の対象から除外する。

小型船の避難行動については、人命優先の見地から、津波到達まで時間的余裕がない場合、陸上の高台等への避難を優先すること。

また、警報等発令時に海上にある小型船については、人命を最優先とし船長判断により、避難場所を海上等とするか陸上とするか決定すること。

- (3) 港域外へ退避する船舶であって汽笛を備える船舶は、港域を出域するまでの間、適宜「長・短・長・短・短」津波が来る見込みの意を示す汽笛の吹鳴に務めること。

また、国際信号旗を備える船舶は、「N・D」津波が来る見込みの意を示す旗りゅう信号の掲揚に務めること。

別 表1

## 勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	地震津波に関する情報	対 策 内 容 等	
第一警戒体制	津波注意報	1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避の準備をすること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 箕は、貯木場への収容準備又は流出防止の準備をすること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 • 國際VHF16チャンネルを常時聴取すること。 • レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。 • 関連情報及び気象海象状況に留意すること。	
第二警戒体制	津 波 警 報 大津波警報	津波来襲までの時間的余裕がある場合	1 在泊船は、荷役を中止し、港外へ退避すること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 箕は、貯木場へ収容すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 • 國際VHF16チャンネルを常時聴取すること。 • レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。 • 関連情報及び気象海象状況に留意すること。
		津波来襲までの時間的余裕がない場合	1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避又は係留強化等の措置を講じること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、流出の防止を図ること。 3 箕は、流出の防止を図ること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 • 國際VHF16チャンネルを常時聴取すること。 • レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。 • 関連情報及び気象海象状況に留意すること。
南海トラフ地震警戒強化	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	1 在港船は、避難準備を行い必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること 2 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること 3 避難に必要な支援体制を受けられない場合は、早期の港外避難、係留強化又は陸上避難を考慮した自主的な避難行動をとること。	

\*伊勢・三河湾において、気象庁から上欄記載の地震津波の情報が発表された場合には、同発表時刻をもって、その情報に応じた勧告を三河港に発令します。

別 表2

## 地震津波に対する船舶等の対応表

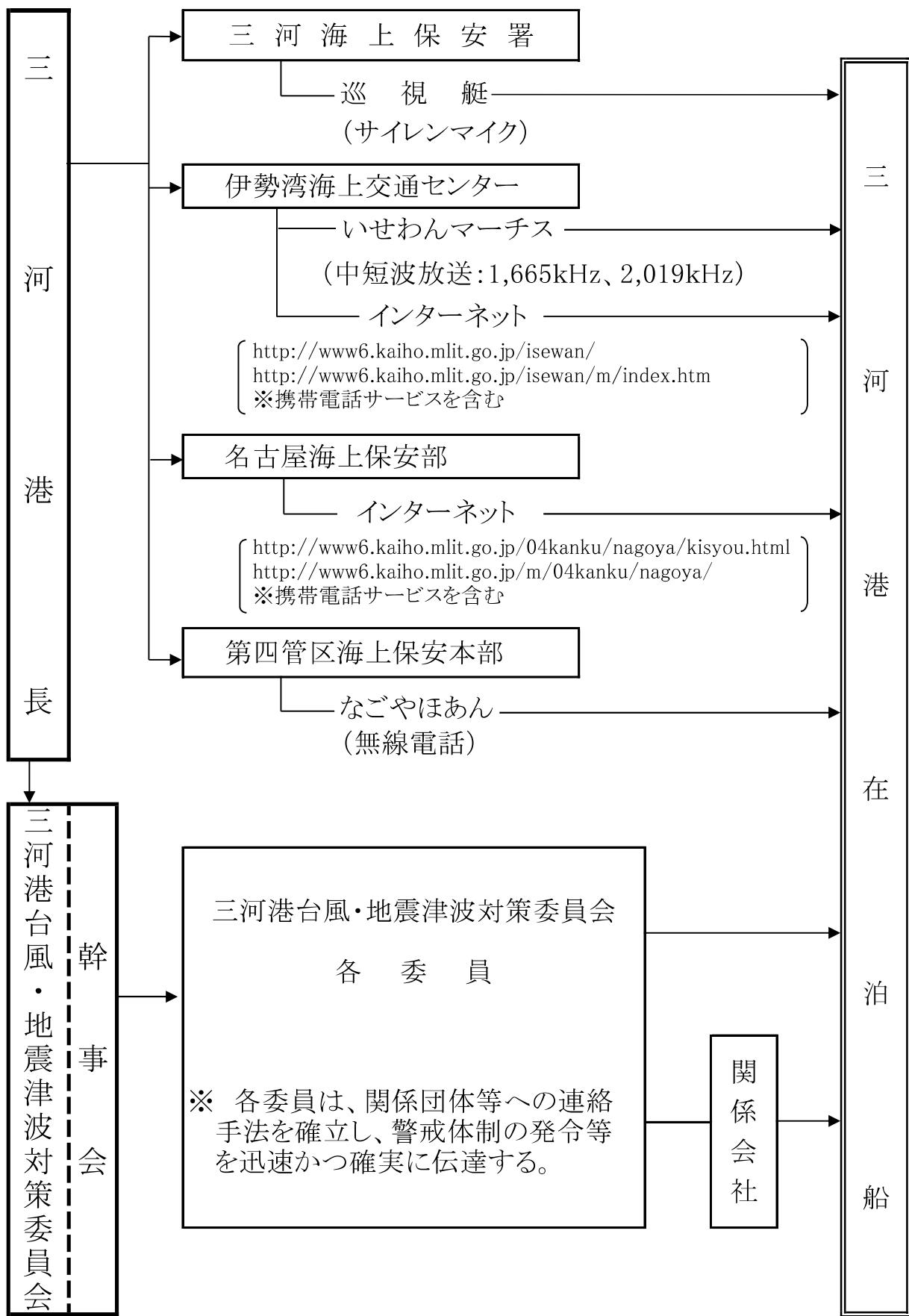
津波警報・注意報（伊勢・三河湾）

地震津波に関する情報	津波来襲までの時間的余裕の有無	船 舶 等 の 対 応		
		港内在泊船	工事作業船	いかだ
津波注意報		<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷役中止</li> <li>・原則港外退避準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事作業中止</li> <li>・港外退避又は流出防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯木場へ収容又は流出防止</li> </ul>
津波警報 大津波警報	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷役中止</li> <li>・港外退避</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事作業中止</li> <li>・港外退避又は流出防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯木場へ収容</li> </ul>
	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷役中止</li> <li>・原則港外退避</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事作業中止</li> <li>・港外退避、係留避泊又は流出防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出防止</li> </ul>

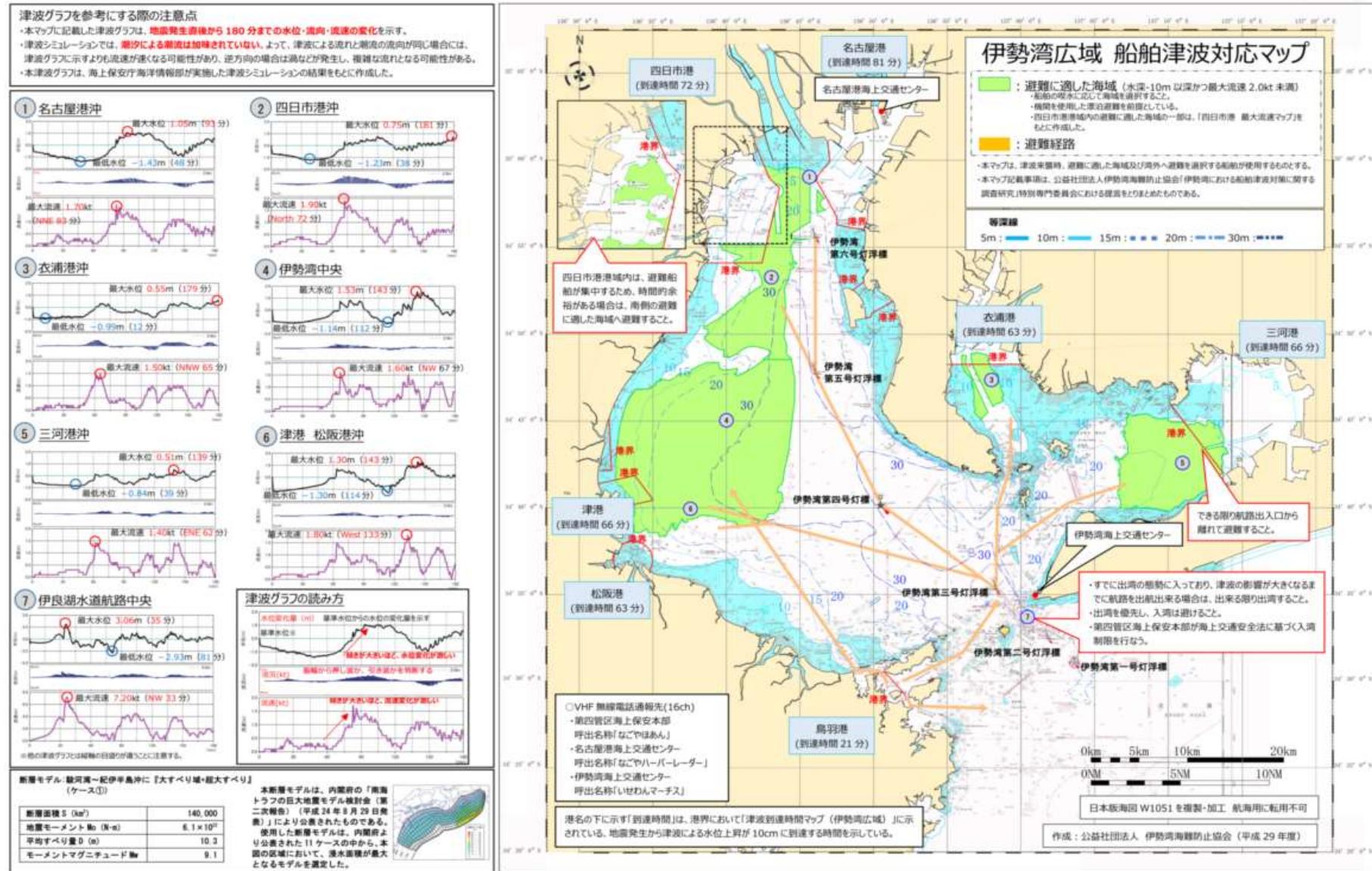
(注) 係留避泊とは、「係留策の増し取り等の係留強化」「機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること」を含む

別 図 1

「三河港在泊船舶に対する情報提供系統」



別図2



三本マップは、伊勢湾海難防止協会が主導した平成27年7月から平成29年の「伊勢湾における船舶航行対策に関する調査研究」特別専門委員会において作成された伊勢湾広域船舶津波対応マップに、同協会の上級承認を得て、第四管区海上保安部長の監修を経た又は表現一部修正して印刷したもので、

## 南海トラフ地震臨時情報発表時の運用フロー図

別図 3

南海トラフ地震の想定震源域又はその周辺でM 6.8以上の地震（先発地震）の発生  
通常とは異なる「ゆっくりすべり」等を観測  
プレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象を観測  
等が起こった場合、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が臨時開催される。

